

作成日：平成 年 月 日 退職一時金算定基礎期間 年 ヶ月
 加入員番号： 資格取得日：平成 年 月 日
 氏名： 様 資格喪失日：平成 年 月 日

退職された皆様へ

基本年金・退職一時金のご案内

(平成26年4月以降申出の中途脱退者<連合会移換あり>)

基本年金のお支払いについて

- ・加入員期間が1カ月以上ある方へ、国の老齢厚生年金の一部（報酬比例部分）を代行して、将来、当基金から終身支給します。
- ・加入中に、事業主様と加入員様が掛けていただいた掛金を基に年金額が決定します。
- ・国の老齢厚生年金にプラスアルファをつけて支給します。このプラスアルファの掛金については、事業主様が全額負担しています。
- ・今、解約して受給する事はできません。また、退職後個人で基金へ加入する事もできません。
- ・支給開始年齢になりましたら、ご自分で必ずお手続き下さい。

○ご参考（生年月日別支給開始年齢）

<男性>		<女性>		支給開始年齢
生年月日	生年月日	生年月日	生年月日	
S28.4.1以前	S33.4.1以前	S33.4.1以前	S35.4.1	60歳
S28.4.2～S30.4.1	S33.4.2～S35.4.1	S33.4.2～S35.4.1	S37.4.1	61歳
S30.4.2～S32.4.1	S35.4.2～S37.4.1	S35.4.2～S37.4.1	S39.4.1	62歳
S32.4.2～S34.4.1	S37.4.2～S39.4.1	S37.4.2～S39.4.1	S41.4.1	63歳
S34.4.2～S36.4.1	S39.4.2～S41.4.1	S39.4.2～S41.4.1		64歳
S36.4.2以降	S41.4.2以降	S41.4.2以降		65歳

あなたの基本年金額（年額）

_____ 円

退職一時金のお支払いについて

- ・加入員期間が3年以上ある方へ、退職一時金を支給します。
- ・退職一時金を受給しても、左記の基本年金は支給されます。
- ・退職一時金に係る掛金は、事業主様が全額負担しています。
- ・下記、A. 退職一時金を受給しないで、
 B. 再就職先の確定給付企業年金や企業型又は個人型確定拠出年金、
 C. 企業年金連合会の通算企業年金制度
 へ持ち運ぶ（移換する）事も可能です。
 （再就職による当基金への再加入は、B. には該当しません。）
- ・資格喪失日から3カ月以内に、必要書類を添えてお手続き下さい。ご提出がない場合、C. 企業年金連合会の通算企業年金を選択されたものとして処理致します。B. 確定給付企業年金等への移換を選択される際は、事前にご連絡下さい。
- ・氏名変更がある際は、「氏名変更届」を送付致しますのでご連絡下さい。住所変更がある際は、届出は不要です。新住所をご記入下さい。また加入員証をお持ちでない場合は、同封の「加入員証再交付申請書」を記入し他の書類と一緒にご提出下さい。

○選択肢と必要書類

A. 退職一時金を受給	B. 再就職先の確定給付企業年金、企業型又は個人型確定拠出年金へ移換。	C. 通算企業年金制度へ移換。（＝年金化）
・「厚生年金基金加入員証」原本 ・一時金裁定請求書・退職所得申告書 ・「退職所得の源泉徴収票」コピー（請求時に事業所等から、退職金を受けている時。）	・「厚生年金基金加入員証」原本 ・確認書兼選択書（別紙Bを選択） ・選択確定書（基金へご連絡下さい。） ・移換申出書（移換先から入手下さい。）	・「厚生年金基金加入員証」原本 ・確認書兼選択書（別紙Cを選択）
あなたの退職一時金額 _____ 円 ※受付後不備がない場合、委託先の三菱UFJ信託銀行から、約1カ月後に支給されます。	※移換後の金額につきましては、移換先へご照会下さい	あなたの通算企業年金額（年額） _____ 円 ※上記金額は、概算になります。 申出が遅くなる程、減額します。

注) 提出後、氏名・住所を変更された場合は、必ず基金までお知らせ下さい。変更されない場合、将来、年金裁定請求書が届かなくなります。

『照会・書類提出先』<受付時間：平日、月～金9時～5時>
 〒892-0842 鹿児島市東千石町1-38 アイムビル8階(TEL:099-227-2288)
 ※大変申し訳ありませんが、車でお越しの際の駐車券サービスは行っておりません。
 お手続きは来所、郵送のどちらでも構いません。郵送の際は、同封の封筒に82円切手を貼って送付下さい。

※裏面もご覧下さい。

<提出書類の見本>

○厚生年金基金加入員証

- ・青色の縁取りです
- ・裏書後お返ししますので、必ず**原本**をご提出下さい。
- ・紛失された場合は、「加入員証再交付申請書」を記入し同封下さい。

○退職所得の源泉徴収票

- ・コピーをご提出下さい。

<※加算部分の選択肢、A・B・Cの詳細について>

A. 一時金裁定請求書・退職所得申告書の記入注意事項

- ・「一時金裁定請求書」等の印は、認印で構いません。
- ・「一時金裁定請求書」の中段、右側「口座確認」は、**請求者の通帳印ではありません。**
(※**口座確認に替えて、通帳の表紙と、次のページのコピー同封でも構いません。**)
- ・事業所等から退職金を受給された場合は『**退職所得の源泉徴収票**』のコピーをご提出下さい。
(※『**給与所得の源泉徴収票**』ではありませんので、ご注意ください。)
※退職金を受けていない場合は、必ず受給有無の無に○をして下さい。

- ・退職所得申告書は、右上の3ヶ所(氏名・現住所・その年1月1日現在の住所)だけを記入し、氏名の横に押印下さい。他は、当基金にて記入致します。
- ・その年1月1日とは、退職所得申告書の上に記入してある「平成_____年分 退職所得の受給に関する申告書」の_____を指します。現住所と同じ場合は、「同上」とご記入下さい。

B. 他の企業年金制度への移換

1. 再就職先が、確定給付企業年金を実施しており、当該年金制度の規約で退職一時金相当額の移換を受けることとしている場合は、鹿児島県病院厚生年金基金及び再就職先の企業年金制度に対して所要の手続きを行うことにより、退職一時金相当額の移換ができます。
2. 再就職先が、確定拠出年金を実施している場合も、鹿児島県病院厚生年金基金及び再就職先の企業年金制度に対して所要の手続きを行うことにより、退職一時金相当額の移換ができます。
再就職先の企業年金制度の有無及び制度の内容並びに退職一時金相当額移換の可否につきましては、再就職先にご照会ください。
3. 個人型確定拠出年金へ加入する場合は、退職一時金相当額を国民年金基金連合会に移換することができます。
 - ・給付額：運用商品の運用実績により変動します。一時金として、選択一時金・死亡一時金を受け取れます。
 - ・支給開始年齢：原則として、60歳。ただし、加入期間により、61～65歳。
 - ・事務費：初回手続き手数料2,000円。
 - ・毎月の費用：事務手数料100円+資産管理手数料63円+運用管理機関手数料。
 - ・その他の内容については、国民年金基金連合会確定拠出年金部へご照会ください。

連絡先 「国民年金基金連合会 確定拠出年金部」

〒106-0032 東京都港区六本木6-1-21 三井住友銀行六本木ビル9F

TEL 03-5411-6129 HP <http://www.npfa.or.jp>

C. 企業年金連合会への移換

- ・企業年金連合会は、退職一時金相当額を通算企業年金として年金化して支給してくれる機関です。
- ・予定利率2.25%
- ・支給開始年齢：65歳(ただし、厚生年金と同様の経過措置あり。)
- ・保証期間：80歳に達するまでの期間
<※年金が80歳で終了という意味ではありません。>
(ただし、65歳以降に移換された場合は、受換時年齢に応じて保証期間を遡減させる。)
- ・**事務費：定額事務費(1,100円)+定率事務費(移換額-1,100円)×約10%、上限35,000円。連合会移換時に移換額から控除。**
- ・その他の内容についてはホームページをご覧くださいか、企業年金連合会へご照会ください。

連絡先 「企業年金連合会」

〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10F

TEL: 03-5366-2666 HP <http://www.pfa.or.jp>

鹿児島県病院厚生年金基金 御中

確 認 書 兼 選 択 書

(※この確認書兼選択書は、退職一時金選択者は提出不要です。)

私は、『基本年金・退職一時金のご案内』の内容を確認し、加算部分について下記のとおり選択致します。

平成 年 月 日			
フリガナ			
氏 名	⑨		
フリガナ			
住 所	〒 ー		
電話番号	ー ー	加入員番号	
性 別	男・女	生年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日

記

*加算部分の選択（BかCのどちらかを選択し、○をつけてください。）

	選 択 内 容	必 要 書 類
B	他の企業年金制度へ移換する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「厚生年金基金加入員証」原本 ・「選択確定書」（基金へご連絡下さい。） ・「移換申出書」（移換先から入手下さい。）
C	通算企業年金制度へ移換する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「厚生年金基金加入員証」原本

以上

基金使用欄

受 付 印

常務理事	事務長	確認者	担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所番号 ・喪 失 日 平成 年 月 日 ・連合会移換 申 出 月 平成 年 月

H26.04 以降申出の中脱者

<連合会移換あり>